

生活衛生とちぎ

編集・発行

栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市鳩田1-1-20 TEL.028(623)3110
公益財団法人 栃木県生活衛生
営業指導センター
〒320-0027
宇都宮市鳩田1-3-5 砂川ビル
TEL.028(625)2660

第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議を開催して



(公財)栃木県生活衛生営業指導センター(以下[センター]という。)は、10月14日(水)に県生活衛生課長、県内保健所と宇都宮市保健所(中核市)の代表、さらに(株)日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)宇都宮、佐野支店長の出席の下、14組合の各理事長による会議を開催した。冒頭、センターの加賀田理事長から、「先行き不透明な景気動向の中で、高齢化による後継者不足や組合員離れの負の社会現象を食い止めるための手段の一つとしての事業を積極・果敢に取り組むことによって、多くの組合員を確保して組合のメリットを大いに活用した魅力ある組合づくりを求めている」との旨の挨拶があり、その後議題に入った。

まず最初に、事務局からこの事業の意義や「生活衛生同業組合活動推進月間」の趣旨についての説明の中で、衛生水準の向上等を用意とするのは組合組織であり、利用者・消費者に安全・安心なサービスを提供するとともに、これら同業者のネットワークが公衆衛生向上のための社会基盤を形成していることなどを共通認識とした。その後、各組合が作成したこの事業の「行動計画(案)」について示され、各組合の理事長からは「組合員の高齢化に歯止めがきかない」、ある組合においては「ここ20年新規開業がない。」などの組合員の減少が著しい現況の話が交わされたが、総じてどの組合も若手育成プログラムに基づき、情報を発信するとともに、若手の人材育成に努めなければならない議論が交わされた。加えて、組合の魅力、組合に入るメリットなどを大いに訴えるとともに、各種啓発事業に取り組まなければならないことなどが論じられた。

センター事務局からは、この事業の趣旨はあくまでも「組合が主体である。」ことで、このためにセンターとしても積極的な支援策を講じていかなければならないことが話された。

また、指導機関である県も、引き続き組合活動を支援して下さるとともに、日本公庫も営業者への融資面での支援はもとより、融資相談時の組合加入に向けた支援を講じて下さることが話された。

最後に、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」が先達の艱難辛苦の努力によって、独占的に成立したことが今日の組合を象徴しているのであり、この社会的に大変厳しい今日を鑑みて、是非とも新規組合員獲得のために、役員をはじめ組合員が一丸となって、行動することが求められていることを結語とした。

主な内容

第1回衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催 …1	栃木県保健福祉部生活衛生課だより ……………5
平成27年度厚生労働大臣、中央会表彰 ……………2	クリーニング業務従事者講習会(未受講者対象) ……6
標準営業約款普及登録促進協議会の開催 ……………3	興行めん類業生活衛生同業組合だより ……………7

平成27年度 生活衛生功労者表彰

厚生労働大臣表彰2名・中央会理事長表彰2名

平成27年生活衛生功労者の度厚生労働大臣表彰式が、10月27日(火)東京のホテルニューオータニ本館1階「芙蓉の間」で執り行われ、本県からは栃木県社交飲食業生活衛生同業組合理事長の中島一男氏及び栃木県めん類業生活衛生同業組合理事長の加藤重徳氏のお二人が受賞された。この表彰は、現に「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進及び衛生措置の改善向上等に顕著な功績があった方々に対して表彰されるものである

【厚生労働大臣表彰】



栃木県社交飲食業生活衛生同業組合
理 事 長 中 島 一 男



栃木県めん類業生活衛生同業組合
理 事 長 加 藤 重 徳

平成27年度中央会理事長表彰も、厚生労働大臣表彰と同じ席上で執り行われ、本県からは栃木県めん類業生活衛生同業組合副理事長中山正氏及び栃木県食肉生活衛生同業組合副理事長首長清氏のお二人が受賞された。

この表彰は、多年にわたり生活衛生関係営業の発展に顕著な功績のあった役職員に対して表彰されるものである。

【中央会理事長表彰】



栃木県めん類業生活衛生同業組合
副 理 事 長 中 山 正



栃木県食肉生活衛生同業組合
副 理 事 長 首 長 清

標準営業約款普及登録促進協議会を開催して



(公財)栃木県生活衛生営業指導センターは、10月21日(水)に宇都宮市内で、指導機関である栃木県保健福祉部生活衛生課の課長及び担当職員のほか、消費者行政主管課の栃木県県民生活部くらし安全安心課消費者行政推進室担当職員を始め、栃木県中小企業団体中央会の専務理事及び消費者団体から栃木県地域婦人連絡協議会の会長、栃木県生活学校連絡協議会の会長、そして栃木県市町村消費者団体連絡協議会の会長の出席の下、理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食営業及び一般飲食営業の標準営業約款(以下「約款」という。)登録業種の各理事長等と会議を開催した。

最初に、当センターの加賀田理事長から「少子高齢化時代に突入している今日、先行き不透明な経済状況に加えて、営業者の約款登録の促進、更には営業者や消費者に対して、この素晴らし制度を如何様に普及啓発して行くかについて活発な議論をしていただきたい。」旨の挨拶に続いて議題に入った。

議題は、事務局から標準営業約款の普及と登録促進について、この制度が利用者・消費者のお店選びの利便性を図ることを目的として設けられたものであり、この制度を営業者及び利用者・消費者に普及啓発するためにそれぞれの機関及び団体が行動すべき事項についての説明があった。次に標準営業約款の登録状況及び全国の状況について説明があり、今年度の標準営業約款普及登録促進月間実施要領に基づき、実施計画(案)が示された。

続いて、今年度の事業について説明があり、県及び市町村等が主催される消費者展等各種イベント等での啓発について、今年度も例年どおり県が実施するポスターの展示やマスメディア及び市町村広報誌等での普及啓発を実施することとした。

さらに、マスメディアによる普及啓発では11月2日(火)に地元紙である下野新聞一面に掲載するとともに、今年度の新規単年度事業として地元のラジオである栃木放送(CRT)で、「スポットCM」を11月の1か月間放送することとした。加えて、11月9日(月)に同ラジオでゲスト生出演(パブリシティ)して、10分間アナウンサーとの問答形式の放送により、標準営業約款制度の普及啓発をすることとした。

同協議会では、各委員から「素晴らしい制度なのにどうして、登録が進展しないのか。消費者に十分に啓発されていないのでは？」などの意見があり、大いにマスメディアなどにより普及啓発すること、営業者はこの制度を十分に理解して登録することであり、このためには多くの機関・団体等で啓発して行くことが必要である。また、標準営業約款制度対象業種の組合はもとより、全組合を始め、行政など関係機関・団体等が一丸となって積極・果敢に取り組んで行くことが求められることを改めて総括して同協議会を閉会とした。

(センター事務局)



“Sマーク”は、消費者の皆さまにご利用いただく際の安全・安心の目印です。マークのある
理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は
Safety [安全]・Standard [安心]・Sanitation [清潔]の
 3つのサービスをお約束させていただきます。

選んで安心 S マークのお店

詳しくは(公財)栃木県生活衛生営業指導センター、または各生活衛生同業組合へ

栃木県保健福祉部生活衛生課からのお知らせ

生衛法と生活衛生同業組合について

皆様が携わる生活衛生関係営業は、県民生活に密着したサービスを提供する営業であり、常に衛生的で安心できるサービスの提供が求められるものです。飲食・食品関係については食品衛生法、サービス関係については営業6法（理容師法、美容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法）による衛生規制の下で営業が行われています。

また、生活衛生同業組合（以下、生衛組合）は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（以下、生衛法）に基づく組合であり、衛生水準の維持向上を業界自らの努力で進める上での中核となる組織です。法に定める各種事業を実施するほか、各生衛組合ごとに振興計画を策定し、営業者にメリットを提供するとともに、安全で質の高いサービスの提供を通じて県民生活の向上に貢献し、業界の地位向上を図る上で重要な役割を担っています。

では、生衛組合のそもそもの成り立ちですが、戦後の経済復興の時代にさかのぼります。

当時、第3次産業の就業者は著しく増加し、中でも比較的少ない資本で開業できる生活衛生関係営業は過当競争気味となり、利潤を無視した低料金、低賃金、長時間労働が目立ち、正常な経営が阻害されるとともに衛生水準の低下が憂慮されるようになりました。

このような当時の状況は、食品衛生法や理容師法等それぞれの法規による衛生面への直接的規制のみでは万全を期し難い面を生じており、営業者の経営の安定の措置を講ずることが必要とされてきたことを受け、昭和31年に環境衛生同業組合や適正化規定等の過当競争防止策を骨子とする「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案」が議員提案として国会に上程され、昭和32年6月に成立、同年9月より施行されました。

本県では、昭和32年12月28日に設立許可を受けた栃木県理容生活衛生同業組合と栃木県クリーニング業生活衛生同業組合を皮切りに、現在は計14組合が活動しています。

昭和54年の法改正では環境衛生営業指導センター制度も定められ、本県では、昭和57年3月5日に栃木県環境衛生営業指導センター（現（公財）栃木県生活衛生営業指導センター（以下、指導センター））が設立許可を受け現在に至っています。

その後、生衛法制定後50年以上が経過する中で、生衛組合においては、組合員の高齢化や新規開業者の組合未加入による組合員の減少などが各生衛組合に共通する課題となっており、今後、生衛組合を通じた衛生水準の維持向上の取組に支障が生じないか懸念されます。組合設立当時と現在では時代背景が大きく変化していますが、生衛法の目的である、衛生水準の維持向上を図り、併せて消費者・利用者の利益を擁護することは変わらず極めて重要なものであり、そのためにも、今後も引き続き生衛組合等の営業者の自主的活動の促進は欠かせないものと考えております。

このような中、県では、指導センターが実施する経営健全化のための相談・指導事業や消費者・利用者の苦情への対処、更には生衛組合が実施する振興事業等を支援するため、各種補助事業を行うとともに、「生活衛生とちぎ」の制作や生活衛生資金融資知事推薦事務を指導センターに委託することにより、生衛組合の活動等について広く周知を図っています。また、各健康福祉センターにおいても、窓口での生衛組合に関する情報提供を行い組合未加入の事業者に対し周知を行っています。

昨年度より、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、生衛組合の活動の推進等の機運を全国的に高めていくこととなりました。指導センターにおいても、上記月間の事業と連携した事業を実施しており、県といたしましても引き続き様々な事業支援に取り組んで参りたいと考えています。

生活衛生関係営業者の皆様におかれましても、これを機に、改めて、生衛組合による営業者の自主的活動の意義を見直す機会としていただければと思います。

（栃木県保健福祉部生活衛生課）

ノロウイルス食中毒予防に関するお知らせです!!


11月1日～3月31日は、 ノロウイルス食中毒予防推進期間です。

- ・冬期は、全国的にノロウイルス食中毒が続発し、特に注意が必要な時期です。
- ・食品を取り扱う場合には、次の4原則を徹底し、ノロウイルス食中毒を予防しましょう。

ノロウイルスによる食中毒予防の4原則

持ち込まない	拡げない	加熱する	つけない
<ul style="list-style-type: none"> ・石けんによる事前の手洗いの励行(2回以上を推奨、以下同じ。) ・健康管理(下痢、おう吐等体調不良時には食品を取り扱わない)の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・石けんによる手洗いの徹底 ・調理施設のこまめな清掃 ・調理設備、器具の適切な洗浄、消毒(方法:煮沸、次亜塩素酸ナトリウムなど)及び使い分け(交差汚染の防止)の実施 ・トイレの定期的な清掃、消毒も不可欠 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品の中心温度85～95℃で90秒以上の加熱の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・石けんによる手洗いの徹底 ・使い捨て手袋やマスクの正しい着用(素手で直接食品に触れない) ・調理設備、器具の適切な洗浄、消毒の実施 ・衛生的な作業着の着用 ・非加熱食品、加熱後の食品の取り扱いに特に注意が必要

★ノロウイルスの特徴は…

感染経路	症状
<p><食品からの汚染></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した人が調理などをして汚染された食品 ・ウイルスが蓄積した、加熱不十分な二枚貝 <p><人からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の便やおう吐物からの二次感染 ・家庭や施設内等での飛沫による感染 	<p><潜伏期間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染から発症まで24～48時間 <p><主な症状></p> <ul style="list-style-type: none"> ・吐き気、おう吐、下痢、腹痛等が1～2日続く <p>※感染しても、症状のない場合や軽い風邪のようなこともあります。</p> 

◎当該期間中、感染性胃腸炎の患者数が増加し、ノロウイルス食中毒の発生の危険性が高まった場合には、「ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信します。

クリーニング業務従事者講習(未受講者対象)



(宇都宮市保健所大会議室での講習)

10月27日(火)12時30分から宇都宮市保健所を会場として、第9クール最終年度の未受講者を対象にした第1回目のクリーニング業務従事者講習(以下「講習」という。)を開催した。次回の第2回目の講習は、平成28年2月7日(日)12時30分から栃木県青年会館コンセーレで最後の講習を予定している。

クリーニング師研修(以下「研修」という。)及び講習は、クリーニング業法に基づきクリーニング師及び同業務従事者に対して、クリーニング師の資質の向上及び同業務従事者の知識の習得や技能の向上を図る目的で開催するものであり、この研修等を通して適正なクリーニング業務が行われるよう努めている。

講習会は、4つのカリキュラムの受講が義務付けられており、①衛生法規及び公衆衛生、②洗濯物の処理、③繊維及び繊維製品と④洗濯物の受取、保管及び引き渡しについて、それぞれ専門家による全ての講座を受講することになっている。

研修及び講習は、クリーニング業法で3年に一回受講することが定められ、対象者に受講が義務化されており、今年度が第9クールの最終年度でもあることから、近々の受講対象者の意識の希薄さが露呈して受講率の向上が伺えないことなどから、未受講者を対象に積極的な受講率向上を目指して取り組んでいるところである。

今年度は、特記すべき事項としてクリーニング事故賠償基準が施行され、これは公平・効率的に消費者救済を図ることを目的としているものであり、業務従事にあたり新たな知識の習得が求められる。

このような中、本県の受講率は全国的に比し大いに努力すべき状況下であり、ここ十数年にわたり受講率向上のための方策を再三にわたって議論されているところである。

このための手段のひとつとして、今回のようにウィークデーに開催したり、土・日曜日に開催するなど開催日を変えて受講率向上を期待したり、あるいは受講対象者に催促の通知文を発したり、さらには電話等で再々催促するなどの周知を試みて受講率向上を目指しているところであるが、その成果は直ぐには見えてこないものの、やはり地道な粘り強いこのようなアプローチが求められるものと思慮される。

一方、この法的に義務化されている事項であるためには言わずもがな行政御当局の強力な御指導に委ねざるを得ないことも事実である。

何はともあれ、この研修及び講習は指定を受けた当センターが行政担当部局からの強力なご指導を仰ぎ、クリーニング生活衛生同業組合関係者等と連携した「受講率アップ」に向けた努力と研修、講習内容の質的充実に総力を挙げて取り組んで行くべきことと思われる。

(センター事務局)

組合だより

栃木県興行生活衛生同業組合
シネマトークショー事業

同組合(三井 勝茂理事長)は、10月11日(日)に那須塩原市の「フォーラム那須塩原」で、「野火」の上映会及び塚本晋也監督によるシネマトークショーを実施し、「大スクリーンによる迫力ある映像、素晴らしい音響によるクリアなサウンド、何と言っても感動を皆で共有できるよ!!」をスローガンとして、映画の魅力を訴えることにより、映画鑑賞人口の増大を目的に県内で啓発活動を実施している。この事業は、今年度の「国庫事業」の一環として実施しているもので、通常料金で上映する作品にトークショー取り入れることによって、顧客に映画の魅力を訴えるものである。

当日は、満席(160席)の入場者で観賞するとともに、上映後のトークショーでも退席者がでない状態であった。

また、アンケート調査結果では来場者の男女比は半々であったが、50歳以上の方が6割強を占めていた。映画館で映画を数回でも観賞する人を含めて6割であったが、今回のトークショー事業を取り入れたことで、「初めて来館した。殆ど観ない。」と答えた方々全員から、これを機会に映画館で「映画を観る。」と回答されていたことから、この事業の有用性が検証されているものと考えられる。(事務局長 三井 覚)

組合だより

栃木県めん類業生活衛生同業組合
後継者育成支援(インターンシップ)事業

同組合(加藤 重徳理事長)は、9月2日(火)に県立宇都宮白楊高校食品科学科2年生40名を対象に同事業を実施した。

始めに、加藤理事長から組合の現状及び課題についての説明の中で、喫緊の課題である後継者育成支援事業について触れられた挨拶に続いて、(公財)栃木県生活衛生営業指導センターの小野塚和康氏から、「めん類など生活衛生関係営業とは?組合及び指導センターとは?そばの歴史は?そばの正の効果及び負の現象とは?業界の現状とは?そのために、欠くことので

きない、求められる後継者育成支援事業とは?」についての講義の後、「そば打ち体験」を実施した。

「そば打ち体験」では、生徒全員が初めての体験であり、ぎこちない手つきで組合員の指導を受けながら、そばの完成品が出来上がった。その後、生徒及び同学科教員等と試食後、意見交換会では生徒から「難しい。」や「大変だ。」の声他、「楽しかった。」の声もあったことから、職業意識への魅力が醸成されたものと感じている。

加えて、言わずもがな「そば、うどん」という食物や職業観を醸成することによって、多くの方々が就業されることを期待している。

最後のアンケート調査結果でも、「めん類業」への就業意識が高まったと答えられた生徒が散見されたことは事業の有効性が図られたものと思慮されることから、引き続き、粘り強いこのような事業の継続が必要と考える。

(事務局 田中 トシ子)

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習会 ～第9クール最終年度の最後のご案内～

※クリーニング師研修会(第2回目)

平成27年12月13日(日)12時30分から 栃木県青年会館コンセーレ

※クリーニング業務従事者講習会(第2回目)

平成28年2月7日(日)12時30分から 栃木県青年会館コンセーレ

- ◆クリーニング師及びクリーニング業務従事者は法律に基づき、3年に一回受講することが義務付けられているので、必ず受講すること。
- ◆公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センターは、栃木県知事から指定を受けて研修会及び講習会を実施している

(公財)栃木県生活衛生営業指導センター 特別賛助会員 (順不同)

株式会社広沢鉄工所 栃木市錦町2-18 【TEL】0282-22-0537	東武トップツアーズ株式会社 宇都宮支店 宇都宮市馬場通り2-3-6 【TEL】028-636-7761	栃木県遊技業協同組合 宇都宮市二荒町5-19 【TEL】028-634-6655
伴印刷株式会社 宇都宮市栄町6-10 【TEL】028-622-8901	大江戸温泉物語株式会社 ホテル 鬼怒川御苑 日光市藤原1-1 【TEL】0288-77-1070	日東皮革株式会社 草加市吉町3-4-56 【TEL】048-927-3521
株式会社 板屋 ホテルニューイタヤ 宇都宮市大通り2-4-6 【TEL】028-635-5515	株式会社ミヤパック 鹿沼市流通センター34 【TEL】0289-76-1901	株式会社横倉本店 宇都宮市問屋町3172-6 【TEL】028-656-7777
株式会社松井ピ・テ・オ印刷 宇都宮市陽東5-9-21 【TEL】028-662-2511	株式会社栃木県畜産公社 宇都宮市川田町220 【TEL】028-656-5991	

＝編集後記＝

2015年(平成27年)も、早いもので一年の締めくくりの時期となって参りました。

外界も、一段と寒さが厳しくなって参りましたが、マスコミ報道によると「この冬は地球温暖化による「暖冬」という。」が、果たしてどうなるものでしょう。

「師走」とは、いつも泰然としているお坊さんすら走り回るなど忙しくなるからと言われていることは申すまでもありませんが、忘年会等で多くの人が盛り場に繰り出し集うなどして、行く年を回想されることでしょう。

閑話休題、11月15日は「帯解(おびとき)の日」でした。幼児の着物の付け紐を取り、初めて帯を締めるための儀式であって、もとは男女とも9歳で行ったのが、のちに男子は5歳、女子は7歳となった。

吉方に向けて子どもを立たせ、晴れ着に帯を結び、氏神にお詣りして、親類などを招いて「祝い膳」をする儀式で、江戸中期ごろから七五三に移行したようであり、今日の少子化の進行の中でも、消えることなく、引き継がれることでしょう。

今年の悪しきを忘れ、新年の良きを求め、一年の締めくくりができますようお祈り申し上げます。

(センター事務局)